

FASF セミナー「四半期報告書作成上の留意点（平成25年6月第1四半期提出用）」の開催

財務会計基準機構（FASF）では、平成25年6月4日（火）～18日（火）にかけて、東京（3回）、大阪、名古屋、高松、広島、福岡、金沢、仙台、札幌の9か所で計11回にわたり四半期報告書のセミナーを開催しました。

当セミナーでは、まず、企業会計基準委員会（ASBJ）より「企業会計基準委員会（ASBJ）の活動状況」と題して、国際的な会計基準の開発への対応、ASBJの会計基準開発、退職給付会計基準の概要について説明が行われました。また、国際会計基準審議会（IASB）等の国際動向についても説明が行われました。

次に、FASFより本題である「平成25年6月第1四半期提出用 四半期報告書の作成上の留意点」について説明を行いました。まず、昨年度の「四半期報告書の作成要領」（以下「テキスト本」という。）からの改正点の概要及び留意点の説明を行いました。続いて、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）等を早期適用した場合の記載事例等の説明を行いました。

昨年度のテキスト本からの改正点の概要及び留意点については、日本取引所グループにおける東京証券取引所と大阪証券取引所の現物の市場統合に係る留意点、「連結財務諸表に関する会計基準」等の適用に係る会計方針の変更の記載事例、「提出会社の保証会社等の情報」における留意点等の説明を行いました。加えて、今年度のテキスト本で新たに追加した第2四半期に係る場合の記載事例についても説明を行っています。

退職給付会計基準等の早期適用に係る記載事例については、主に「四半期連結貸借対照表」「四半期連結包括利益計算書」「会計方針の変更」の説明を行いました。四半期連結貸借対照表及び四半期連結包括利益計算書については、改正により科目が新たに追加されているため、その科目と関連する改正後規則の説明を行い、会計方針の変更については記載事例の紹介とその留意点の説明を行いました。

また、退職給付会計基準の改正のポイントの1つは開示の拡充であることから、有価証券報告書



における注記の変更点も紹介しました。その際には、今般の改正により変更された会計処理基準に関する事項と退職給付に関する注記に関して、改正の前後を比較した補足資料を用いました。

なお、FASFでは、今年9月中旬に開示実務新任者向けFASFセミナーを、来年4月初旬から中旬にかけて「平成26年3月期有価証券報告書の作成上の留意点」のセミナーを開催する予定です。詳細が決まり次第、当財団のホームページ等でご案内します。